

# 日本史授業プリント近代16(088) 立憲国家の成立

2年 組 番

## 大日本帝国憲法の制定

起草：<sub>1</sub>伊藤博文と3人の官僚（<sub>2</sub>井上毅、<sub>3</sub>伊東巳代治、<sub>4</sub>金子堅太郎）他  
<sub>5</sub>ドイツ人政府顧問 <sub>6</sub>ロエスレル・<sub>7</sub>モッセ ※元老院案「日本国憲按」は却下される

草案審議：<sub>8</sub>枢密院 [1888]…天皇の最高諮問機関 議長は伊藤（憲法制定後も政治を規制）

→<sub>9</sub>大日本帝国憲法（<sub>10</sub>明治憲法）公布…<sub>11</sub>1889年2月11日 <sub>12</sub>黒田清隆内閣

7章76条 <sub>13</sub>欽定憲法（君主の意志によって制定）

(a) 天皇主権…天皇は万世一系 統治権を総攬 「<sub>14</sub>神聖ニシテ侵スベカラズ」（第3条）

※<sub>15</sub>皇室典範[1889]…皇位継承などを規定 一般には公布せず

☆<sub>16</sub>天皇大権 …議会の承認は不要

<例>官制の制定、官吏の任免、条約の締結、

陸海軍の<sub>17</sub>統帥権（最高指揮権：天皇は“大元帥”）、<sub>18</sub>宣戦、講和、編制大権

陸軍參謀総長・海軍軍令部長には<sub>19</sub>帷握上奏権あり（内閣を経ずに直接上奏できる）

<sub>20</sub>緊急勅令 …議会閉会中など 法律と同等（ただし<sub>21</sub>次の国会で承認が必要）

(b) <sub>22</sub>臣民 の権利は限定的 「<sub>23</sub>法律ノ範囲内ニ於テ」（第29条）

(c) 行政[内閣] 各大臣（國務大臣）は天皇が任命 議会に対する責任なし

…<sub>24</sub>天皇に対し個々に輔弼（補佐）責任 ※首相が各大臣を個別に罷免できない

(d) 司法[裁判所] 天皇の名においての裁判

(e) 立法[<sub>25</sub>帝国議会] 天皇を協賛 権力は弱い<sub>26</sub>が予算案・法案の審議権を持つ

{ <sub>27</sub>衆議院 …制限選挙 任期4年 <sub>28</sub>予算先議権を持つ 直接選挙（納税による制限選挙）

{ <sub>29</sub>貴族院 …皇族議員・華族議員・勅選議員・多額納税者議員

### 【正誤問題に挑戦】<1998年A本試験、1997年A追試験より>

- (1) 大日本帝国憲法のもとでは、統帥権（軍隊の最高指揮権）は内閣の権限に属し、天皇は関与できなかった。
- (2) 政府は蝦夷地を北海道と改称し、先住民であるアイヌに対して同化政策をとり、名前や言語の日本化を強制した。

## 諸法典と地方制度

〈地方制度〉 政府顧問 <sup>30</sup>モッセ(独)・内務大臣<sup>31</sup>山県有朋 <sup>32</sup>地方の権限が弱いドイツ的地方自治へ

※大区小区制[1872]→三新法体制[1878]→市制・町村制[1888]&府県制・郡制[1890]

<sup>33</sup>市制・町村制[1888]…<sup>34</sup>市町村会のみ住民が直接選挙(ただし納税による制限選挙・等級選挙)

町村長は町村会が選出。市長は市会の推薦者から内相(内務大臣)が任命

※町村合併の進行…町村は7万(1886)から1万6千(1889)に

<sup>35</sup>府県制・郡制[1890]…郡会は大地主の互選+町村会選出 府県会は市会・郡会議員による間接選挙

<sup>36</sup>府県知事は従来通り中央(内務省)が任命。郡長は知事が任命(のち直接選挙)

〈民法〉<sup>37</sup>民法[1890](旧民法)…<sup>39</sup>ボアソナード 起草 基礎は<sup>38</sup>フランス法

→「<sup>42</sup>民法出デテ忠孝<sup>ほろ</sup>ヅ」(<sup>43</sup>穂積<sup>やつか</sup>八束)など反対論…<sup>41</sup>民法典論争

→1892. 施行延期 →1898. <sup>40</sup>新民法…<sup>43</sup>ドイツ民法を模倣

<sup>44</sup>家制度…<sup>45</sup>家父長(戸主)に強い戸主権 <例> 婚姻の同意、居住指定、勘当

<sup>46</sup>民事訴訟法[1890]…<sup>47</sup>ドイツ法を模倣

〈刑法〉 ※明治初期: <sup>48</sup>新律綱領[1870]→<sup>49</sup>改定律例[1873 江藤新平] …身分制を前提

<sup>50</sup>刑法[1880]…<sup>51</sup>ボアソナード(仏)が起草 罪刑法定主義(法律の規定がなければ罰しない)

基礎は<sup>52</sup>フランス法 →1907年に<sup>53</sup>ドイツ系の新刑法へ

<sup>54</sup>不敬罪(皇室への不敬)・<sup>56</sup>大逆罪(天皇・皇后などへの危害)・姦通罪など

<sup>56</sup>治罪法[1880]…拷問の禁止・証拠法など <sup>57</sup>ボアソナード起草 →1890年に<sup>58</sup>刑事訴訟法へ

〈商法〉<sup>59</sup>商法[1890]…<sup>60</sup>ロエスレル(独)起草 外国法の模倣 →<sup>61</sup>梅謙次郎らが修正[1899~]

## 北海道と沖縄

北海道 <sup>62</sup>囚人労働による開拓…過酷な労働により多数の死者

<sup>63</sup>アイヌ への<sup>64</sup>同化 政策…<sup>65</sup>固有の文化と生活を破壊 →生活基盤の破壊

<例> 漁獵場や山野の没収・狩猟の禁止 和名の強制 入れ墨・耳輪など禁止

強制移住(特に樺太・千島) <sup>66</sup>農業の強制 →貧困・疫病などで多数の死者

<sup>67</sup>北海道旧土人保護法(1899~1997)

※2007. 国連「先住民族の権利に関する国連宣言」→2008. アイヌを「先住民族」と認める  
国会決議

沖縄 <sup>68</sup>旧慣温存策 旧来の支配層の体制(人頭税など)を温存→地租改正は行われず

→県民の運動(<sup>69</sup>謝花昇<sup>じやはなのほろ</sup> 中心) →地租改正開始(1889)

アイヌ同様の<sup>70</sup>同化政策 ex. 学校での日本語教育

☆北海道・沖縄ともに衆議院選挙・地方自治などの実施は遅れる…「内国植民地」